

平成25年9月定例会 経済委員会（付託）

平成25年10月7日（月）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

森田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時38分）

これより、農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案につきましては、先の委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 「関西広域農林水産業ビジョン（案）」について（資料①②）
- 「徳島森林づくり推進機構」の創設について（資料③）
- 新たなブランド豚「阿波とん豚」について（資料④）
- 「吉野川市の工事」について

吉田農林水産部長

この際、4点、御報告させていただきます。

第1点目でございますが、「関西広域農林水産業ビジョン（案）」についてでございます。お手元に御配付しております資料1の関西広域農林水産業ビジョン（案）のポイントを御覧ください。

このビジョンにつきましては、現在、関西広域連合が策定を進めております「次期広域計画」におきまして、新たに農林水産業の振興に関する内容を追加する必要があることから、その分野別の計画といたしまして、関西広域連合農林水産部事務局である和歌山県が主体となって、各府県市との調整を図りながら策定を進めております。

このビジョンでは、関西の農林水産業を成長産業と位置付け、関西の一翼を担う産業へと育成・振興させることを目的といたしております。

概要についてでございますが、資料上段の「関西農林水産業の現状認識」につきましては、関西において、多様な農林水産物が生産され、これとともに、歴史と伝統ある食文化も発展してきたところであり、また、4つの政令指定都市に代表される大消費地が内在しているという特徴がございます。

その一方で、国内消費の減少、生産資材や燃油の価格上昇による生産者所得の減少、経営の不安定化や就業者の減少、高齢化、また、耕作放棄地の増加によります生産基盤の弱体化などの課題を抱えているところであります。

次に、20年後から30年後を展望いたしました「関西農林水産業が目指す将来像」につきましては、歴史と伝統のある関西の食文化を支える農林水産業、異業種と連携した競争力のある農林水産業、都市と共生・交流する活力溢れる農林水産業・農山漁村、多面的機能を発揮する関西の農林水産業・農山漁村、この4つの将来像を描いているところでござい

ます。

資料中段の「将来像の実現に向けた6つの戦略」を御覧ください。

この将来像の実現に向けては、今後10年間を見据えまして、地産地消運動の推進による域内消費拡大、食文化の海外発信による需要拡大、国内外への農林水産物の販路拡大、農工商連携や6次産業化の推進などによる競争力の強化、農林水産業を担う人材の育成・確保、都市との交流による農山漁村の活性化と多面的機能の保全、この6つの戦略に重点的に取り組むこととしております。

資料最下段では、「ビジョンの実現に向けた広域連合と構成している各府県市の役割」を示しているところであります。詳細につきましては、資料2の「関西広域農林水産業ビジョン（案）」を御高覧いただきたいと思います。

第2点目でございますが、「徳島森林づくり推進機構」の創設でございます。

お手元にお配りしております資料3を御覧いただきたいと思います。

現在、県議会において制定が検討されております「徳島県豊かな森林を守る条例（仮称）」でございますが、と連携をいたしまして「とくしま森とみどりの会」と「林業公社」の両団体を統合いたしまして、県民総ぐるみの森林づくりの推進拠点かつ公的森林整備を強力に進める推進エンジンとなる新たな組織といたしまして「徳島森林づくり推進機構」を創設するものでございます。

資料中段を御覧いただきたいと思います。

この機構は、徳島の森林づくりに貢献したい、所有森林の管理方法を教えてほしい、森林を管理してほしい、森林を売りたい、寄付したいなど、多様化する県民ニーズに対し、協働、受託、取得の手法による森林管理を進め、管理放棄森林の解消、あるいは外国資本による森林買収の防止を図ってまいります。

なお、今後のスケジュールといたしましては、平成25年内に両団体の理事会、社員総会の議決を経まして、平成26年4月1日の設立を目指しております。

第3点目でございます。「新とくしまブランド豚 阿波とん豚」についてでございます。

お手元に御配付しております資料4を御覧ください。

県では、豚の先祖であるイノシシの優れた肉質に着目し、長年にわたり、最新の遺伝子解析技術を駆使して、新しいブランド豚の研究を進めてまいりました。その結果、これまでにない全く新しい豚が開発されました。その後、生産基盤の強化を図るために「新とくしまブランド豚・ブランド確立対策協議会」を設立いたしまして、親豚の増殖や指定農場の整備など、生産体制の構築を進めてきたところであります。

この新しいブランド豚は、イノシシ肉の良さである、きめが細かく鮮やかな赤い肉色とジューシーさ、旨味のある脂肪を持つ肉質が特徴であります。平成25年8月には愛称を「阿波とん豚」と定めまして、9月には、資料上段左側にありますロゴマークを決定いたしました。先週、10月5日の土曜日から、県内11店舗で一斉販売を開始したところであります。

今後、「阿波とん豚」を県内の皆様はもとより、全国の消費者の皆様にも力強く発信し、ぜひとも、多くの皆様に御愛顧いただける新しいとくしまブランドに育ててまいりたいと

考えております。

第4点目でございますが、これは資料を付けておりませんが、森林基盤整備事業における吉野川市の工事でございます。本工事は、トラックで木材を運搬するため、吉野川市が林業用作業道を拡幅する工事を実施するものでございます。

当該事業の助成に当たりましては、吉野川市から県へ提出されました補助事業助成願に、「事業に必要な用地について土地所有者全員から承諾を得たので、工事の実施については支障がない」とする文書が添えられたことから、県は吉野川市に対し、平成24年11月に補助金交付決定を行いました。

市は測量設計等の準備を整え、平成25年1月に工事を発注しておりましたが、土地所有者からの反対によりまして工事を中断いたしました。その後、工事再開に向け、関係者が説得に当たっておりましたが、同意を得られなかったため、去る8月末に事業中止を決断いたしましたところであります。

こうした事案が発生したことは、誠に遺憾であり、県は吉野川市に対し、嚴重注意を行いますとともに、去る9月27日付で補助事業の廃止を承認し、10月1日付で補助金の返還を通知したところであります。なお、吉野川市からは、補助金1,979万8,000円と補助金交付から返還までの加算金104万5,334円を合わせました2,084万3,334円が返還されることとなっております。

さらには、二度とこうした事案が発生しないよう関係市町村に対しまして、用地使用承諾の事前聴取の確認を徹底いたしましたところであります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

森田委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡本委員

色々と御報告がありました。まず、質問ではないんですが、関西広域連合の6つの戦略の中で、特に先ほどの話を聞いて、戦略6の都市との交流による農山漁村の活性化と多面的機能の保全とありますが、そこは関西広域連合の中で、ある意味、徳島県が一番田舎ですから、そのことを十分な戦略として頑張っていたらいいなと思ってます。

我が会派の樫本議員の代表質問で、森づくり推進体制の強化という質問をされました。時宜を得た素晴らしい質問であったと思いますが、その知事答弁の中で、外国資本による森林買収の話がございました。本会議ですから、あれ以上は言えないんでしょうが、もう少し具体的にどうなのかという話をお聞きできればと思いますので、お願いします。

岩野林業戦略課長

外国資本による森林買収の現状についてでございます。外国資本などによります目的が明確でない森林の買収の動きにつきましては、平成18年頃から報道されております。その後、林野庁が全国の情報収集に当たっておりまして、平成24年12月末現在、全国では北海道他7県で68件、面積にして801ヘクタールの報告がされております。特に、北海道につきましては、森林の買収が57件というようなことで、ほとんどが北海道で732ヘクタールということになっております。それから、それ以外といたしましては、山形県他6県で11件、69ヘクタールと。

目的といたしましては、資産の保有というようなことが全体の4割、それから、北海道は特にそういう状況だとは思いますが、牧草地にしたい、それから別荘にしたい、といった目的の中で現在、全国で11カ国、68件、801ヘクタールの森林の買収がされているようでございます。

岡本委員

全国の状況を説明いただいたんですが、徳島県内では、これは難しいんですかね。そのことの情報というのは、どうでしたか。

岩野林業戦略課長

県内での外国資本による森林買収の情報でございますけれども、平成22年4月から、こういった買収に関する情報がある場合には、市町村を通じまして県、そして国へ報告する体制ができ上がっております。また、平成23年4月の森林法の改正によりまして、森林を売買により所有された方は、市町村長へ事後届を出していただくといった仕組みになっております。

そういった中で、平成25年9月末現在ですけれども、本県におきましては、市町村から外国資本による森林の買収の情報はございません。しかしながら、目的が明らかでないと思われるような森林の買収の情報につきましては、最近寄せられているところでございます。今後、アンテナを高くして、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

岡本委員

アンテナを高くしてということなんですが、なかなか水面下で動いていると非常に分かりにくいことが多々あるようで、私も経験したことがあります。それが分かたら上手く処理をすとか、そういうふうにしてないと大変なことが起こるので、まさに、そのアンテナを高くして、しっかりと県の山林を守ってほしいなと思います。

先ほども少しお話があったんですが、この本県の森林というのは、この資料によると、確か、平成23年度末で私有林所有者が8万3,876人いるんだそうです。問題はですね、不在村森林所有者というのか、そこの町村にいない人が持っているというのが実は多くて、県内で不在村所有者が13%いるんですよ。それは、まだ分かりやすいかもしれないけれども、県外にいる不在村所有者というのが9%もあって、7,379人は県外の方が持っている。実はこの前、地籍調査というのがあって行ってましたけれども、やっぱり私の隣の

人も県外の人でした。なかなか僕も分からないんですね。この地籍調査については、また後で質問しますが、そんな状況であります。

問題は、高齢化とか相続とかでそうになっていって、まさに森林の荒廃が進んでると。それはまずいなと、公益的な機能も低下しているので、議会で今度「徳島県豊かな森林を守る条例（仮称）」の制定を目指そうとしています。どうしてもこれはしっかりやんなきゃいけないと思っておりますが、この条例の中に、森林所有者の責務を盛り込むんですが、正直、県内の人でも分からない方が多い中で、自らでは管理することができない森林が多いという中で、代行して管理してもらおうということが、非常に必要になってくるのかなと思っております。

そこで、官民一体となって、「とくしま公有林化拡大戦略」の展開が重要ですよという答弁も確かありました。その「とくしま公有林化拡大戦略」というのをやっているんでしょうが、これまでの成果というのはどうだったのか。今後、これの成果を踏まえて、どのように取組んでいこうとしているのか、お聞きをしたいと思います。

岩野林業戦略課長

「とくしま公有林化拡大戦略」の成果でございますけれども、水源をはじめとする環境や防災面での重要な森林につきまして、平成22年から、県民の共通の財産として、森林の買取りや私有林の管理委託などによる公有林化をこの拡大戦略の中で取組んでおりまして、平成28年度までに2,300ヘクタールを進めるということを目標として取組んでおります。

これまでの成果といたしましては、日亜化学さんからの寄付金等を活用いたしまして、市町村や林業公社が約760ヘクタールの森林を取得しているといった状況でございます。

岡本委員

議会でやるんですが、豊かな森林を守る条例をちゃんとやるためには、非常に正直なところ難しいんですが、先ほど御報告があった「徳島森づくり推進機構」ですかね、これがちゃんとできると、我々が目指している条例制定にとっては非常に良いのですが、この配付された資料によると、平成26年、来年4月に新しい機構を設立するとなっておりますね。色々書いているんですが、要は、「とくしま森とみどりの会」と「林業公社」が合併してと、分かりやすく言えばそういう話だと思います。

平成26年4月だから、これから動くんでしょうが、まだそんなに具体的なものはないんでしょうけれども、この「徳島森林づくり推進機構」の創設なんですが、この機構の役割というか、今後の取組みというのかな、先ほどは、この資料のとおり説明してくれたんで、もう少し分かるように言ってくれませんか。

岩野林業戦略課長

「徳島森づくり推進機構」の役割と今後の取組みでございます。先ほど、公有林拡大化戦略の成果として御説明させていただきましたけれども、実は、所有者の高齢化だとか不在村化、あるいは林業経営の意欲の低下などから山を売りたい、もう自分では管理できな

いという声が急激に最近増えております。そのため、県民の皆様の声、要望をまずは情報としてしっかり把握することが大切だと考えております。

次に、そうした情報について、その森林がどんな状況になっているのかということ进行分析するということが、さらに、必要な場合にどういった対応をすべきか、適切な事業を提案していくということが求められております。これは、いずれも急がれることであると認識しております。

しかも、これまでは市町村や森林組合、あるいは県もそうなんですけれども、色んなところに、そういった声がばらばらに寄せられているというようなことで、窓口的な機能も必要な時期になっておると。

それらを総合いたしますと、新しい機構におきましては、いわゆる県民総ぐるみで色々な情報が集まってくると、皆様と一緒に協働で行動ができると、そういった森づくりに関する総ぐるみで行動ができる、推進できるための中心になるような機関としての役割、それともう1つは、現在、森林の木材としての資源、これが非常に充実してまいりました。この充実した資源を利用していくということが、もう1つの大切なことでございます。そこで間伐材、今は間伐材ですが、やがて、これは主伐ということになってまいります。この事業、公的な森林整備を木材生産という面でも強力に進めていく必要があるとのことで、そういう役割を担っていかなければならないというふうに考えております。

それで、具体的な取組みでございますけれども、まずは、経営とまではいかななくても一緒に共同で管理していく、そして、その管理していくパートナーを求め、そのパートナーになっていただくということで、まずは、県民や企業の皆様と共に働いていただくというような意味、協働という意味で森を管理していく。これがまず1点目。

それから、自ら御高齢になる、あるいは村外、あるいは県外に出られているというようなことで自分で管理ができないといった所有者の方のお声を聞きまして、境の管理からはじまりまして、林業経営に至るまでの総合的な受託、代わって経営を行う、そういう受託、そういった内容、さらには、重要な森林であります場合には、例えば、市町村の水源地になっているところとか、あるいは山地災害の防止のために、どうしても守らなければいけないといった重要な森林については、買取りというようなことを考える必要性もあるだろうということでの取得、いわゆる協働、受託、取得といったような内容の事業を一体的にワンストップで対応していくことが、具体的な事業になろうかと思っております。

今後、議会において検討が進められます「徳島県豊かな森林を守る条例（仮称）」と新しい機構が実行していく事業、これが両輪となりまして、豊かな森づくりに取り組んでいきたいと考えております。

岡本委員

大体分かりました。お話があったとおり、協働で森づくりをとというのは、とても大事なことなんですけど、受託管理とか、本当に正直、今、山を持っている人で、その山がどこのどこにと分かる人が本当に少ないのかなと思ったりしますので、そのこともしっかりとやんなきゃいけないし、公有林の一体的な管理は当然とても大事だと思っております。

我々が県議会の立場から、この条例を作ろうということになっているわけですが、今それくらい、先ほどから、ずっと答弁いただいたことが大変な状況になってるなど。今こそ、これはちゃんと県の条例でやんなきゃいけないなという思いです。県議会の中でも、その思いがとても強くて、県議会としては、しっかりそのことをまとめていきたいとの思いでいっぱいであります。正直に言って、これはなかなか、平成26年4月というけれども、そんなに簡単には進まないのかなと思っていましたが、一生懸命に努力して、しっかりと今、答弁されたことが形として表れるように頑張っていたいただきたいなと思います。我々、県議会も、しっかりそういうことを共に勉強しながら、さらに現場の声も入れて、しっかりとした条例を作るということ、ある意味で御約束しながら、御理解と御協力をいただきたいなと思います。これは、要望ですから頑張ってください。

最初にちょっと申し上げたんですけども、山を歩いていると、やっぱり地籍調査というか、同じ部局なんのでついでに聞くんですが、なかなかその境というのか、自分の土地がどこのかが分からなくて、私も実は、年に2、3回は地籍調査に呼ばれるんですが、全然、今まで行ったことがなかったんです。今回、これはちょっと行ってこないと思って、行って来たんですが、丸一日ぐらい山の中を歩いて歩いて、正直な話、私の山がどういう山で、どこにどういう山があって、どういう木が植わっているのかということは、知らなかったもので、良い勉強になりました。

例えば、うちの山はヒノキがずっと植わってて、隣が杉だったら、意外とよく分かるんですが、よく分かるんですけど相手の人が、先ほど言ったように遠くにいたり、全然、その山を見たことないといったときに、やっぱり大変なんですよね。だから、知事が地籍調査にすごく力を入れて、確か何年前からか予算を倍増して、4億円近いものを8億円にして、ずっとやってきましたよね。かなり頑張って、数字も上がってきたかなって思っていますが、まず、その辺のことをおさらいする意味で、お答えいただけますか。

川崎農村振興課長

ただいま、地籍調査の実施状況について、御質問がございました。地籍調査につきましては、御存じのとおり、県内生活、産業、環境の重要かつ限られた資源でございます土地につきまして、最適な利活用と保全が図られ、これが安定的に維持されるよう土地にかかる情報及び境界の整理、整頓を行いまして、地籍を明確にするものでございます。地籍調査を実施することによりまして、当然、そういった境界の明確化というのもありますし、また、公共事業の円滑な推進、それから災害復旧の迅速化など、一石何鳥もの効果が期待される場所でもございます。特に、東日本大震災の復興過程におきまして、その重要性につきましては、本県から派遣されております職員からも地籍調査の復興に対する重要性が報告されております。

本県におきましては、平成24年度までに、23市町村が地籍調査に着手しておりまして、残ってございました美波町につきましても本年度に着手したことから、24市町村全てにおいて、地籍調査には着手しているという状況でございます。平成24年度末の進捗率につきましては、まだ低い部類ではございますが、30.6%という進捗率となっております。

本県におきましては、先ほど委員がおっしゃられましたように、平成21年度から24年度までの4年間につきましては、平成20年度に比べて予算を倍増いたしまして、境界確認が困難となりつつあります山村地域の境界の明確化に努めてまいったところでございます。それによりまして、その明確化とともに、地域経済における雇用の創出なんかも生み出されたと考えております。

この結果、平成21年度から23年度までの進捗率につきましては、全国平均がこの4年間で1.4%の進捗であったものが、本県では、その約3倍の4ポイントの増加という進捗となっているところでございます。今の実施状況につきましては、そういう状況でございます。

岡本委員

30.6%というと、何となく低いのかなって思うんですけど、予算を倍増して、全国平均は1.4%だけど、うちは4%ということで、すごく伸びているんですね。すごく伸びているけれども、正直に言ってなかなかなんです。それで、これは難しいんだけど、次の年度に向けての予算も当然、要望してほしいし、どうなのかなというところはありますけれども、その辺、答えれる範囲で教えてください。

川崎農村振興課長

先ほど、平成21年度から24年度までの予算の状況を御説明させていただきましたけれども、今後、平成25年度、26年度の2カ年につきましては、地籍調査の強化期間といたしまして、防災、減災関連エリアを重点的に実施するという事で、「災害に強いとくしまづくり地籍調査事業」に着手していくことにしており、現在、平成25年度から着手しております。

重点エリアといたしましては、津波浸水関連区域として、津波、浸水で被害が想定される区域、それから中央構造線直下型地震関連として、活断層の上の地域、それに合わせまして、当然、農林地の災害が想定される区域として、山村部も引き続き重点実施ということで、平成25年度、26年度と実施してまいりたいと考えているところでございます。

岡本委員

確か前に、長尾委員が質問されておりましたよね。今までは、山が多かったですよね。例えば、上勝町なんかは、それで生活しているようなもんです。先ほど、お話があったように、地籍調査で雇用が生まれて、その方がかなり収入があつてということだったんですが、やっぱり津波とかがあるときに、これは国土交通省でも言われたことなんですけど、そっちができてないとまずいよねという話なんですよね。それはそれで、津波のほうとか、活断層のほうとか、それをやられることはとても大事だと思っておりますし、良いことだと思うんです。

でも今、本県は農林水産部が所管してありますよね。違うところが多いんですが。だから、何て言うのかな、非常に良いんですが、良いんだけど、今まで山間部をやってきて、

大体こうこうと皆は思っているんだけど、来年はこのくらいで、次はこのくらいでということになっているんですが、今度、海岸のほうをやると予算的に、何となくですが、厳しいなと思っていますが、それは強く要望されてますよね。

川崎農村振興課長

これまでに、山村地域を中心にやってきて、今後、沿岸部もしていけないといけない。沿岸部につきましては、確かに地籍調査となりますと筆数、境界とか、非常に手間と経費がかかってきます。同じ面積をするにしても単価的には大きなものになってきますので、私どもとしては、予算についても強く要望もしていきますし、それと合わせまして、例えば、そういった予算的な軽減を図るために、国交省が直轄で地籍調査の前段階で直轄国費100%で実施します都市部官民境界基本調査というものもございますので、そういったものも取り込んで、効率的な地籍調査の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

岡本委員

もう終わりますが、今、御答弁いただいたことが大事だなと思って質問したんですが、農林水産部だけじゃなくなるよね。その辺を上手く、県庁の中は一つですから、県土整備部も含めて、やっぱりちゃんと相談をしながらやっていただきたいなと思うんです。いざ、例えば、山間だったら深層崩壊とか、津波とかが起こったときに、本当にそれができてないと、あとがどうにもなんないというのが現実ですから、そのことをしっかり踏まえて頑張してほしいと思います。

最初に質問した「徳島県豊かな森林を守る条例（仮称）」と合わせて、この2つというか、まさに徳島県の決して広くはない県土の中で、ほとんどが山で、今度、海岸線はほとんどが浸水して津波で駄目になると。深層崩壊と津波で駄目になるところを合わせると、徳島県で住める場所は何割あるのかなと思ったら、ほとんどありません。でも、そんなことも考えながら、本当に大事なんですよね。だから、人を守るんだけど、その土地がしっかり守られて、しっかりした状況にないと、行政上はやっていくことができない。そんなことなんで、もう1回言いますけれども、その地籍調査は知事に、我々も言いますけれども、今一度かなりいかないと、今のところ平成25年度、26年度なんで、あとの話は決着していないんだけど、もうちょっとだけ伸ばしていけないと大変なことになるので、我々も頑張りますが、皆さんも頑張って、国交省のことも含めて知事に強く要望してほしいと思います。

長尾委員

今、岡本委員から地籍調査のことについての話がございました。私も地籍調査について、重ねて質問したいと思いますが、今、岡本委員から地籍調査については、県土整備部というか、海岸地域も含めて、予算をしっかり知事に対して要望しろということについては、本当にそのとおりだと私も思います。

私の質問でも、現在、国の所管は国交省、しかし徳島県では農林水産部と。しかし、津波とかを考えれば林地、農地というよりは海岸線で、そうなると道路の復旧といえれば県土整備部、それから全体的な危機管理ということからいけば危機管理部、この3部がやはり連携して遅れを取り戻さなくちゃいけない。そのために、政策監等がしっかり責任を持ってやるべきだと。さらには、何が大きな障害になってるかという、立会業務、立ち会い、これが市町村の職員が最も嫌がる仕事であるということから進まない。そこで、民間の土地家屋調査士会、土地家屋調査士、そういった方々の力も借りて進めるべきだと、このように指摘をさせていただいたところでございます。

そういう中で先日、9月28日に土地家屋調査士会の主催で、この地籍調査に関する公開講演会がございました。担当の課長も出席をしておりましたけれども、本職は農林で現在は国土交通省の職員、それと県内の調査測量会社で専門家の講演があったわけでございます。今、岡本委員からも指摘がありましたが、現在、県内の地籍調査の進捗率は

30.6%全国平均が50.1%という中で、県内24市町村の中で100%の進捗率は、松茂町と北島町と吉野川市の3自治体が100%と。しかしながら一方、美波町は0.3%、海陽町は1.8%、牟岐町は3.7%、その隣接の阿南市が20.1%と。今も話があったように、もし地震が来た場合に津波が想定される地域では、本来もっと早くこの進捗率が高くなってはならぬわけですが、逆に最も低いというのが徳島県の現状でございます。

それで、美波町が最も低い0.3%で、100%に比べれば0.3%ですから、今年から美波町は地籍調査を始めたんですが、担当職員は2人で、職員を多く配置する余裕はないと。その調査完了までは、30年から35年もかかる見込みというふうに報道されております。

海陽町でも、2004年度から平野部で調査を進めているけれども、進捗率は1.8%で、住宅地は一筆当たりの調査地点も増える上に、所有者間の境界トラブルも多い。ここも担当職員は2人しかいない。町は、職員を増やせばその分進むが、財政が厳しいと。そういうことで、進んでないところは職員不足が原因だと。こういう見出しの記事が載っているわけでございます。

一方、東日本大震災で被災した宮城県では、被災地で88.4%の地籍調査が終了しておると。徳島県が30.6%でありますので、その差は大変なものでございます。その中で宮城県では、沿岸部で住民の集団移転を進める県の担当者は、調査済み地域での用地買収は順調に進んでいると。通常、地籍調査が行われておれば、道路の復旧も2、3カ月でできるけれども、地籍調査ができていないところは1年以上もかかる。まさに、復旧、復興に大きな差が出てくる。こういう指摘をされたのは、御承知のとおりであります。

そこで徳島県も、今月開いた市町村の担当者会議で、地籍調査を円滑に行うため、国が全額負担して官民境界の基礎調査を行う制度の利用などと、今、答弁のあったとおりでございますが、地籍調査は成果が見えにくい事業だけれども、災害の早期復旧には不可欠であり、引き続き必要性を訴えたいと、担当者の話ということで報道されているわけでございます。

そこでお聞きするんですけど、先ほど、今年、来年と重点的にやると。津波が2メートルとか、断層のところとかはやるんですけど、最も急ぐところで集中的にやらないと

意味がない。そこで県として、来年、具体的にどの市町村を重点的に取り組むのか教えてもらいたい。

川崎農村振興課長

今、来年度の地籍調査について、重点的にどの市町村をとという御質問だったかと思えます。まず本県は、先ほど、委員からもありましたように、県庁内では農林水産部、危機管理部、県土整備部の3部で構成し、熊谷政策監をトップとした徳島県地籍調査推進会議というものを本年度に立ち上げまして、そこで色々な情報収集もしまして、例えば、公共事業の実施予定のところだとか、そういったものを情報収集しまして、それを特に県南市町にお示しすることによって、被害想定地域やそれから公共工事予定地域での地籍調査の取組を促してきているところでございます。

確かに県南部では、地籍調査の取組が遅かったために、進捗率が低くなっております。県としては県南の市町に対して、地籍調査の必要性、重要性の説明を行い、その予算の確保とともに、体制づくりも促してきているところでございます。

それと、そういった予算、体制の面で有利な制度、例えば、市町村では先ほど言われておりました境界立会業務というのが非常に難しいということで、これまで市町村の職員が行っておりました境界立会業務等を含め、外部委託できる包括委託制度の積極的な導入も推進して、今年度、美波町でそういった包括委託制度の活用もしていただいております。また、先ほど言いました都市部官民協会基本調査についても、阿南市、美波町、牟岐町、海陽町で実施しているところでございます。このように今年は、そういった県南市町で実施していただいております。

私としては、引き続き来年度も、特に南部、進捗が遅れております美波町、牟岐町、海陽町での重点実施を進めていきたいと考えております。しかしながら、これまで山地災害等の危険性のある山間部におきましても、現在、地籍調査の体制が整っている市町村もございまして、そういったところにも配慮しながら実施してまいりたいと考えております。

長尾委員

要は、重点的に実施するのは、海部郡の3町と阿南市ということでもいいんですね。それで、東部県土整備局、南部総合県民局、西部総合県民局とかもあるわけだけれども、今の話だと、要は重点的には南部県民局をと。さっき言ったように、市町村では担当職員が2人しかなくて、できるのに30年から35年かかると言っているわけです。

先日、この土地家屋調査士会の公開フォーラムで私も質問をして、御返事をいただいた中で、1つは何故こんなにも県内で100%と0.3%なんていう市町村の格差ができた原因は何なのかと。そしてまた、県の関わり方についてはどうなのかといったことをお聞きをいたしました。それによりますと、各市町村の首長さんの方々の考え方と、地籍調査の必要性を考えている住民がいるかないかだと。もう1つは、自治体職員に地籍調査の理解者が多数いるかないかが、この差に表れてるという御返事をいただきました。

そしてまた、隣の和歌山県では、同じように南海トラフ巨大地震による津波の危機感と

というのがあって、昭和55年頃に本格的に地籍調査に着手して、平成24年度には進捗率で徳島県を抜き去りました。徳島県は下水道、汚水処理でも和歌山県に抜かれて最下位だったけど、地籍調査でも抜かれたという中で、先ほど報告があったように、徳島県は2009年度から予算を1億1,000万円と倍増して市町村に補助して、進捗率は2009年度から2012年度5.1%と、全国平均の1.8%を上回った努力は認めるわけでありまして、

しかしながら、和歌山県はどうしたかというところ、本庁に地籍調査の専門担当部署を設置して、専任職員を5名から6名程度配置して、市町村への啓蒙とか検査とか指導を積極的に実施していると。年度ごとの実施量も、金額ベースでおおよそ25億円から30億円ぐらいになっていると。さらに、県の出先にも、本県でいうと南部県民局、出先にも兼務職員を配置し、本課職員が同行又は単独等で管轄市町村に対して、きめ細かな工程管理等の指導を行っているという答弁をいただいたわけです。

そこでお聞きするんですけども、和歌山県は本庁に専門担当部署を設置して、5人から6人を配置していると。本県は何人いるんですか。

川崎農村振興課長

本県におきましては、担当は専任が1名、兼務が1名でございます。ただ、先ほどお話をさせていただきまして、今年から農林水産部、危機管理部、県土整備部の3部で構成しております徳島県地籍調査推進会議を立ち上げて、それぞれ各部局の担当者から、色々な情報を得ながら進めてまいりますし、また、合わせまして、県民局にも推進体制を整えまして、県民局とともに地籍調査の推進に努めてまいりたいと考えております。

長尾委員

今の答弁では、この県庁の本課に1名と。和歌山県は5人から6人。さらに聞くと、県の出先、例えば、重点的に海部郡の3町と阿南をやるとうする南部総合県民局に、そういう兼務職員、この地籍調査を担当する職員は今いるのか、いないのか。

川崎農村振興課長

地籍調査の推進を担っていただくように、先ほどの3部で構成されました徳島県地籍調査推進会議を通じまして、南部県民局のそれぞれの部の幹部の方に、兼務ということで推進を担っていただくことにしております。

長尾委員

当然、従来どおりでは、なかなか進まない。美波町では35年かかると。もうギブアップみたいな話がされているわけだけれども、そういう中で、従来とは違う強力な体制を組まないに進まない、私は明言したい。

そこで、部長にお聞きするんですけども、和歌山県は本課に5、6人配置しているが、徳島県は1名だと。まずは、本課の地籍調査を推進する専門職員を増やし、そしてまた、重点的にやるとうする南部総合県民局にも、そういうものを設置するというお考えがあるの

かないのか。私は置くおくべきだと思うけれども、どうお考えですか。

吉田農林水産部長

長尾委員から、体制の御質問をいただきました。県といたしましては、現在、3部の連携体制の下、そして、南部総合県民局との連携を強めながら、鋭意、作業を進捗させていきたいと考えているところでございます。また先ほど、川崎課長からもお話がございましたように、これまで市町の職員が直接行っておりました境界立会業務等を含め、外部委託できる包括委託制度等の導入を積極的に支援しながら、効率よく進めてまいりたいと考えておるところでございます。

長尾委員

3部の連携は大事だし、それは私も提言して設置していただきたいということは、評価するわけでございますが、先ほど、金の問題もあるけれども、やはり人の問題が最も大事じゃないかと。そういうことで、市町村が困ってるわけでありまして、そこでどうやって県が関わっていくかということだと思うんです。これは市町村の仕事だから、県は関係ないというのじゃなくて、従来だったらそういう感覚かもしれないけれども、3.11後は挙県一致で、この津波対策に取り組まなくちゃいけない。

そういうことからすると、一緒になって地籍調査を進めていかななくちゃいけない。さっきも報告があったように、本県の職員が宮城県へ行って、地籍調査の重要性というのを痛感しているわけでありまして、そこは、やはりもう一步進める人の体制も、私は来年度に向けて今からぜひ検討してもらいたいと思うんですけれども、もう1回、部長、この人の問題について、具体的に設置するつもりがあるのかどうかを確認しておきたい。

吉田農林水産部長

来年度以降の人事、組織の問題につきましては、今後、人事当局等とも協議していかなければいけない問題ではございますが、いずれにいたしましても、山積する重要課題、様々な重要課題の中でも、この津波対策、あるいは山村崩壊対策は、大変極めて重要な課題だと認識いたしております。その中で、優先順位も十分に考えながら、しっかりとした組織体制を構築すべく、一生懸命に頑張っただけでまいりたいと考えております。

長尾委員

農林水産部は、私が平成3年に当選したときの予算とか人の体制というのは、土木部と合わせて、大変なものがあったと思います。しかしこの間、二十数年はずっと減り続けて、農林の職員も減ってきているという現状があるんじゃないかと。議会事務局の中にも人事交流で2名来ているが、これは別の面では良いことだと思うんだけど、やはり本来の体制をもう一步強化するという面において、私は、ぜひ人の体制をしっかりと検討してもらいたい、人事当局に申し入れしていただきたいと、このように重ねて要望しておきたいと思っております。

合わせて私は、何が問題なのかという、結局は立ち会い業務が難しいと。やっぱり、土地のトラブルに誰も巻き込まれたくないと。阿南市では、裁判にもかけられてトラウマになっている、腰を引いてるという実態がある中で、ここを乗り越えるためには、民間のノウハウが必要だということで、私は土地家屋調査士の皆さん方の力を借りてすると。

これは、愛媛県でも香川県でも、実際に早くやった北島町や松茂町等では、既に実績があるわけでありますから、そこは県としてもう一步、民間の力を借りるということについては、土地家屋調査士会の皆さん方の力を更に借りるべきだと思うけれども、これについては、いかがでしょうか。

川崎農村振興課長

民間の知識等を活用すべきではないかというお話でございますが、確かに、効率的に地籍調査を推進するためには、専門家の知識、技術の活用が必要と考えております。そして今年度、そういった活用に向けまして、実際に事業を実施するのは市町村になりますので、市町村の担当者への研修会を土地家屋調査士の方を講師に迎えて開催していく予定にしております。そういった中で、土地家屋調査士と民間の専門家の知識等の活用方法が、見出せるのではないかと考えているところでございます。

長尾委員

ぜひ、今、市町村の担当者を集めて、県が主催をして、土地家屋調査士会の力を借りて研修をするということでありますから、その一歩としては、結構なことだと思います。しかし、この取組についても、私はもっと早くすべきだったと指摘しておきたいと思います。3部の連携に加えて、そういう民間の力を借りてもっと早くやる。知事なんかは、南海トラフ巨大地震へ攻めの姿勢でなんて言っているんだから、攻めの姿勢という割にはちょっと遅いなど、私は思っているわけで、これだけ遅れてる状況があるわけでありますから、もっと積極的に人の面も予算の面もやるべきだと、このように改めて指摘しておきたいと思います。

それから次に、先日も取り上げましたが、「ゆるキャラグランプリ2013」で厳しい選挙を戦っているすだちくんに投票しましょうということでございます。私も毎日投票させていただいているわけでありますが、その都度、何位かというのは気になるんですが、せっかく22位までいっていたのが、23位に下がっていました。

そこで、第1回の選挙対策会議は、マスコミには未公開だったんだけど、先日の報道では、マスコミも入れてやったということでありますが、私は、徳島県高等学校定時制通信制教育振興会の会長をしてるもので、定時制、通信制の教頭とか校長さんとかとお話しする機会があって、この話をしたら、教員は職場のパソコンを使っちゃいけないということを行っているから、何でという気がしたんだけど、県の職員も、こういうことにパソコンを使っちゃいけないなんていう認識があるのかないのか。これを聞いておきたいと思います。

丸谷もうかるブランド推進課長

「ゆるキャラグランプリ2013」への投票でございます。我々としたしましては、すだちくんを上位に入選させることによって、徳島県のPRになるというふうに考えています。徳島県のPR，すなわち我々県職員の用務の1つということで、改めて業務用パソコンでも投票ができるということ、日々、パソコンを立ち上げますと、インターネットに接続する際に注意喚起の画面が出てまいりますので、その画面の中に、業務用パソコンを使ってもいいということで周知いたしております。今、お話にありました教育委員会につきましても、先日、お聞きしますと、改めて使っていいということで、徹底されたということをお聞きしております。

長尾委員

私は、マスコミ報道では城南高校だったかな、そこを出て行ってやっているんだから、これは当然、全高校の教職員、生徒にお願いしてやるべきだと思う。1人が毎日1票で、53票ある選挙なんで、本当に毎日入れると53票になるんだから、組織選挙は了解になっているわけなんだから、選挙違反で逮捕されるわけでもないんで、自信を持ってやればいと思うわけで、そこで聞くんだけど、今、知事部局と教育委員会は、命令かけてやれっというふうなもんだけれども、県警はどうしているんですか。

丸谷もうかるブランド推進課長

県警につきましては、全庁的な政策調査幹会議におきまして、協力要請いたしております。その中で、それぞれ指揮命令系統が違いますので、そこで判断されるものと思っております。我々としては、1票でも多くということで協力要請をしております。

長尾委員

ぜひ、それこそ挙県一致で、この選挙を戦わなくちゃいけないわけですから、当然スダチの本場の神山町とか、JAとか、色々なところにはもう手を打ってあると思えますけれども、そこでお聞きするんだけど、最終は何位を目指すつもりなんですか。

丸谷もうかるブランド推進課長

色々とマスコミ等々に聞かれておりますが、あくまで我々は参加するがぎり、1位を目指したいと考えております。まだ、現実的には今23位で、22位を猛追しているという状況でございますけれども、委員から53日ということがございましたが、残り40日を切っておりますので、日々残り少なくなる時間の中で、限りなく上位を目指してまいりたいと考えております。

長尾委員

限りなく上位を目指すということで、ぜひ1番を目指してもらいたいと思えますし、1番というのは何票いるのか知らないけれども、少なくとも全県下の公務員、市町村の公務

員も含めて、かつ高校生や一般県民の皆さんに御協力をいただければ、大変な数になろうかと思うので、本当にその成果が出なければ、これは何だってことになるわけでありますから、残りの選挙期間は全力を挙げて取組んでいただきたいと思います。

そこで、このすだちくんについて、別の市町村のゆるキャラとかも頑張っておられるわけだけれども、先日、目安箱というのを見ていたら、このすだちくんは2003年の東四国国体でデビューして、今年で20歳になると。そこで、すだちくんの成人式を催してはどうかと。先日、出陣式までしたんだから、成人式ぐらいやってあげたらいいんじゃないの、

丸谷もうかるブランド推進課長

我々としても、平成5年の東四国国体でデビューして以来20年ということでございますので、そういった記念の意味も込めまして、今、テーマソング、歌詞を募集し、歌手を決定し、県出身の作曲家である住友先生に作曲いただいていると。そして、その曲に合わせたダンス、振り付けをして、年明けにでもお披露目しようと思っております。

そうしたことで、すだちくんのメジャーデビュー、あるいはすだちくんの魅力づけを一層行いまして、成人式というイベントになるかどうかは別としまして、20年を機に色々とメジャーデビューを、この「ゆるキャラグランプリ2013」への体制もそうですけれども、そういったことで、20周年を飾れるような年にしたいと考えております。

長尾委員

それは、いいことだと思いますし、ぜひ歌も作り、すだちくんの二十歳を祝い、「ゆるキャラグランプリ2013」で1位を目指す運動の中で、流れの中で、そういったことは結構なことだと思います。

さらに私は、東京へ出張する度に、飛行機に乗る度に思うんだけど、機内サービスでリンゴジュースだとか、オレンジジュースとか、柚ジュースというのは出てくるんだけど、スタチジュースというのはないんだよね。最近、沖縄県のシークワーサーなんかが出てくるんだよね。私は、少なくとも徳島県の路線で、スタチジュースぐらいは、県及びJAとかが力を合わせて、JALとかANAに要望はできないのかと。もっと言えば、要望したことがあるのかと。要望したことがあるんだったら、どういう状況だったの。できないのは何が問題なのか。これを教えてもらいたい。

丸谷もうかるブランド推進課長

機内サービスにおけるスタチ関係の飲料提供についてでございます。かつて、前提として機内サービスに使う飲料といいますものは、それぞれ航空会社がOEMで飲料メーカーに委託製造しております。そういった中で、かつて航空会社が、スタチを使った飲料を製造することも検討されたようです。その中で、やはり他と比べて価格面、それから数量面で採用に至っていないということで、今日まで至っております。

参考にですけれども、最終製品として、スタチのサイダーでありますとか、それから全農が作っております「ザ・すだち」というスタチ飲料がございますけれども、スタチサイ

ダーについては、ANAの機内販売として、かつて提供されたことがございます。それから「ザ・すだち」につきましては、JALツアーズの四国のツアーに、5年前でございませぬけれども、ある一定期間で提供されたということで、PRしております。

そういったことで、価格面とか数量面で折り合わないということもありますけれども、そういったPR活動、色々なものに使っていただけるように、これからも我々と生産者団体とが強く連携いたしまして、働きかけをしていきたいと考えております。

長尾委員

ぜひ、これだけ本県が力を入れてすだちくんの宣伝をしようと、スダチを知ってもらおうとの波に、私は改めて、やはり機内サービスというのは、かなり知名度を上げるには良いツールではないかと思えます。沖縄県のシークワサーがやっているわけですから、徳島県は柚も良いんですけども、スダチというのは徳島県だということを明確に意識づけしてもらうには、やはり飛行機を利用する方々、それは何も徳島便だけじゃなくて、全国で知ってもらうことが、スダチを全国レベルにする大きな良い機会になると思えますので、JA関係、生産者側とよく協議していただいて、ぜひ機内サービスでスダチジュースでも、スダチサイダーでもいいんですけども、要は、スダチの名の通ったものが、幅広く日本国民の皆さんに知ってもらえる機会として、改めて実現に向けて努力していただきたいと、強く要望して終わりたいと思えます。

有持委員

関連質問になるんですけれども、ただいま、スダチの宣伝ということなんですけれども、この間もテレビを見ておりましたら、今年は長野県のほうでは、マツタケが非常に豊作ということで、そのマツタケの袋に全部スダチが入っていると。これは非常に良い宣伝効果になると思うんですけれども、例えば、サンマ祭りとか、そういうときにも徳島県からスダチを送って宣伝しております。その時に、すだちくんが行ってスダチの宣伝をする。案外、東京都とか大阪府でもスダチの普及というのは、あんまり知らない人もかなり多いようございませぬので、すだちくん本体を売り出すのも非常に結構なんですけれども、すだちくんを使って、スダチの販売というか宣伝効果というのを図るべきではないかと思えます。

それと、先ほど部長から阿波とん豚の誕生ということで、ロゴマークも非常に素晴らしい、**「阿波とん豚」**の宣伝になるんですけれども、**「阿波とん豚」**と言うたら聞こえが良いなと思うんですけれども、現実にはイノブタなんですね。イノブタというのは、もう40年も前から吉野川市等で飼育されてまして、私もよく知ってるんですけれども、山際でイノブタを作って、その豚が宣伝が悪かったのかあんまり売れないということで、放したのか逃げたのか分かりませぬけれども、非常に吉野川の山系にはイノブタが異常発生していると。

今回は、**「阿波とん豚」**ということで県が取組み、非常に素晴らしいことだと思います。と言いますのも、阿波尾鶏が非常に成功いたしまして、徳島県内の居酒屋さん行ったら、本当に阿波尾鶏が非常に、人気良かったのかも知りませぬけれども、今、阿波尾鶏を置いた店が、鶏関係の居酒屋さんが非常に増えております。やはり、宣伝効果というのは素

晴らしいなと思います。ですから、せっかくの「阿波とん豚」という素晴らしいものができるということですので、この「阿波とん豚」は、今は11店舗で販売ということですが、県として、これからどれぐらいの生産量を、また、「阿波とん豚」をどのように売り出して、これから「阿波とん豚」を伸ばしていくのかを、まず教えていただきたいと思います。

今川畜産課長

ただいま、有持委員から「阿波とん豚」の販売なり、歴史等についての御質問をいただきました。冒頭、吉野川市で昔にイノブタがたくさんいたというお話もございましたけれども、今回、開発いたしました「阿波とん豚」につきましては、そのようなことがないように、イノシシの因子を用いた新しいブランドの豚だということで、皆さんも御承知かと思っておりますけれども、豚には19の遺伝子があるんですけれども、そのうちの6番と15番を固定いたしまして、それでいわゆるDNAでその豚が追えるということで、そのような豚を作ったということでございます。

それともう1つ、販売ですけれども、部長からの報告にもございましたように、10月5日、先週の土曜日から発売いたしております。母豚がたくさんいますと大々的に売れるんですけれども、当初は、限られた母豚から生産された豚でございますので、今のところは、平成25年度については、約1,500キログラムぐらいの生産が見込まれております。平成26年度については、約7,000キログラム、平成27年度は、予定ですけれども1万5,000キログラムぐらいの生産量になろうかということでやっております。

基本的には、徳島県内の精肉店を通じまして、広く「阿波とん豚」のイメージを定着をいたしまして、後々には、阿波尾鶏に匹敵するようなブランドといたしまして、全国に売り出していきたくと思っておりますけれども、量との加減がございまして、生産者が儲かる畜産をしながら「阿波とん豚」を育てていくというのが大前提でございますので、儲けながら「阿波とん豚」を作るという前提で、全国に向けて販売を続けていきたいと思っております。

有持委員

イノブタと言ったのは失礼なのかも分かりませんが、昔そういうことがあって、その経験において今回の「阿波とん豚」を開発されたということですので、せっかく良い物ができて、徳島県の名産といいますか、阿波尾鶏に引き続いていくものだと私も期待しておりますので、今後とも販売にも力を入れていくし、やはり、今は宣伝というのが非常に大事だと。と言いますのも、上勝の「いろどり」のように、横石さんは農大で私の後輩なんですけれども、非常に彼は素晴らしく、話術もあって宣伝をするのが非常に上手なんです。ですから、やっぱり農協もせっかく良いものを作っても、売るということを考えないかと。徳島県の品物は良いというだけでは、やっぱり売れないんです。やはり売るという行為、宣伝をどんどんしていかないと、せっかくブランドを作っても、それが徳島県でよく言われる宝の持ち腐れになってはいかんとしますので、やはり宝をど

んどんと売り出すためには、皆さんの素晴らしい頭で、農協とか色々な観光会社とも連携していただいて、やっぱり徳島県のものは素晴らしい、そして、こんなに良いものがあるということをもっと宣伝していかないと、せっかく良いものを作っても、本当に宝の持ち腐れになってはいけないと思いますので、もうかるブランド推進課長も大変だと思いますけれども、このことについてどのように考えておりますか。御答弁いただきたいと思います。

丸谷もうかるブランド推進課長

本県の農林水産物は、これまで自然環境に恵まれているということもございますが、それ以上に、やはり生産者の方の努力といたしますか、技術の確かさ、高さがそういう京阪神市場を中心に信頼を得ていると考えております。これを一步進めて、消費者、あるいは首都圏の方に、その良さを知っていただくというのがまさしくブランド戦略であり、それを所管する私の仕事だと思っております。

そうした中で、今、ブランド戦略として取組んでおります「新鮮なっ！とくしま号」によるPR、あるいはクチコミ応援隊といたしまして、インターネット、あるいはマスメディアを通じたPRというようなものを通じまして、「阿波とん豚」をはじめ、そういった優れた農林水産物、どこが優れているのか、あるいはどういうふうに良いのかということをしつかりと消費者に伝えていきたいと考えております。

有持委員

徳島県では、水産物でも和田島のチリメンとか、そういうものを売るのでも、やっぱりスタチを付けて、スタチをかけたら美味しいなというふうな宣伝をすとか、徳島県の商品にスタチをつけたら美味しいと。私は名西郡ですから、名西郡の宣伝をするわけでもないんですけども、スタチも生産者の方は本当に苦労して作っているわけです。ですからクズもできます。このクズをですね、先ほど、長尾委員さんも言われたように、何を作ってもやっぱりクズというのはできますので、それを加工に回してジュース、徳島市農協なんかはスタチジュースを作って、私もよく買って県外の方に送ったり、あげたりするんですけども、非常にスタチジュースは好評なんです。私もできるだけ県外の人にはスタチとスタチジュースを送らせていただいているんですけども、非常に美味しいし、やはり徳島県の名産ということで、非常に喜ばれるわけなんです。

ですから、そういうふうな非常に素晴らしいものがあるんで、それをどんどんと売り出していただきたいと思えます。知事の言われる攻めの農業です。やはり農林水産総合技術支援センターで色々なものを開発して、素晴らしいものを作っても、それをやっぱり全国に売り出すということを考えないと。特に、今回のTPPもおそらく可決するだろうし、いくら農業団体が反対しても、畜産業も本当に厳しくなっていくのは、間違いないと思えます。

ですから、全ての農家の方が、先ほどの「阿波とん豚」でも、ブランド化して儲かればTPPなんか関係ないんです。ですから、その分、餌もTPPが可決したら安くなるだろうし、物も安くなりますけれども、やはりブランド化したものは買っていただけると。

ですから、お米もそうです。特に、なぜ徳島県のお米が安いのかというたら、地球温暖化によって徳島県の米は、皆が台風が来るまでに収穫したいということで、焦っているのではないんですけれども、非常に高温時期に収穫するような体制になっております。ですから、高温障害で白いお米ができる。それが混じったら、全て2等、3等にされるわけでありまして。それが美味しくないかといったら、そうではないんですけれども、今年のように、非常に高温な時期に収穫するようになりますと、そういうような障害が出ますので、徳島県のお米は、今、本当に農家の人は、お米で生活できるという現状でないのは、皆さんも御存じのとおりだと思いますけれども、それもしていただかないと、徳島県の農地保全というのはできません。皆が、お米は安いから作らんとということで辞めたら、荒廃地ばかりになって、草もぐれになって困ります。それで、作る人にも迷惑がかかりますので、そういうふうにならないように、県としても農協とか市町村とも色々と検討していただいて、指導していただいて、そういうふうな事態にならないように頑張っていただきたいと思います。

攻めの農業、私は、これから農業を守っていくには、本当に攻めていかななくては残っていけないと思いますので、今後とも、農業の分野では非常に難しいと思いますけれども、頑張ってくださいようお願いいたします。これで質問を終わりたいと思います。

来代委員

先ほどから、出てくると思っていたけど、明るい話ばかりで、暗い話を入れて、とんとんにしたいんですけれども。

吉野川市の問題で、話が全然分からないんですけれども、これは、吉野川市が騙したんですか。それとも新聞に抜かれたんですか。あるいは、吉野川市がこういう悪いことをしたから、補助金を返しますと言うてきたんですか。徳島県のチェック機能がなかったんですか。そこだけ、ちょっと教えてくださいませんか。

市原森林整備課長

吉野川市の林道事業でございます。返還になった経緯でございますけれども、平成24年11月に、県の補助金交付決定を行いました。市のほうでは、測量、設計等の準備を整えまして、平成25年1月に工事契約の締結、発注という行為をしてございます。

発注後に、一部の土地所有者の方の土地使用承諾が得られなくなったということで、関係者等が説得に当たったり、あるいはルート変更等も市のほうで検討したようでございますけれども、土地所有者の理解を得られずということで、やむなく8月の時点で、事業中止を市のほうで決定したということでございます。

これまでの経緯、補助金の返還等を既に市議会にも報告いたしておりまして、速やかに事業廃止等の手続、あるいは補助金の返還等について、ちゃんとした手続を行うとのことで、吉野川市の事業廃止の届出がございましたので、県といたしましては、それを承認するとともに、10月1日に既に県が支出しております県の補助金1,979万8,000円と、補助金の支出日から返還予定日、10月15日を予定日としてございますけれども、その間に発生

いたします金利 10.95 %で計算いたしました加算金 104 万 5,000 円余りを請求したところでございます。

来代委員

我々、素人から考えたら、これは詐欺だし、有印公文書の行使違反だし、市がそれを返したから、これはもうよいと。県は、これをチェックできなかったけれども、もしも、これがそのまま通されておいたら、県民の大事な金が流れていた。それについてのチェックもしなかった。県の責任というのは、全然ないんですか。これは、どんなんですか。

伊藤林業飛躍局長

吉野川市の林業専用道事業の廃止に伴います補助金の返還、また加算金といった状況について、県の責任はどうかとといったことでございます。

県といたしましては、非常にこの案件は残念でございます。市のほうには、今後そのようなことがないように十分に注意をいたしました。また、県といたしましても、そのチェックにつきましては、しっかりやろうということで、庁内、あるいは各県民局へも通知いたしております。今後、このようなことがないように、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

来代委員

今、聞いているのは、今後のことは今後のことで、もう一回聞きますけれども、この問題について、県の責任はなかったのか。あるいは普通に考えたら、泥棒していても返したらいいんだったら、そういう刑事罰とか、あるいは行政罰とか、これから5年ぐらいは吉野川市に補助金を出さないとか、色んな処分というのがあるわけでしょ。

それが、全然聞こえてこない。県は返してきたから、もういいと。もっと簡単に言うたら、県から副市長も出しているから、これは馴れ合いでないかと一般の人はとるわけです。それについて、あなた方の反省はない。返ってきたからいいと。県の公費を使うのに、そんなんでいいんですか。

伊藤林業飛躍局長

今後、このようなことがないように、また、これの責任の所在、虚偽の文書といったことにつきましては、何れにいたしましても、県として今後、このようなことがないように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

来代委員

こういう補助金というのは、何ぼぐらいの種類があるんですか。

森田委員長

小休いたします。（12時04分）

森田委員長

再開いたします。（12時05分）

伊藤林業飛躍局長

平成24年度の実績でございますが、13路線で2億900万円の実施となっております。

来代委員長

この13路線、2億900万円の分を全部チェックしないといかんですよ。するんですよ。これは間違いないかどうか。

伊藤林業飛躍局長

この事案が発生したすぐに、各総合県民局のほうに通知いたしまして、チェックするというので取り扱っております。

来代委員

次に問題は、今、反省はしているんだけど、これは総合県民局やって、見過ごしたという責任は見過ごせないと思うし、返したからといって、吉野川市の責任はないとは言えないし、今後、県としては、職員に対する注意、吉野川市に対しての処分、刑事告発するのか、しないのか。これは、横領、詐欺やけど、馴れ合いだからおいておくのか。そこだけ部長、はっきり教えてください。

吉田農林水産部長

まず、内部の職員についてでございますが、法律上の責任はないとはいえ、こういったことが二度と起こらないよう厳重注意をさせていただきます。

また、吉野川市に対しましては、確かに結果的に虚偽といいますか、承諾を得られていなかったのに、承諾を得られていたという文書でございますので、このようなことが二度とないように、厳重に注意喚起するとともに、今回のような事案があった場合には、極めて残念な事態でございますので、私どものほうから、強く申し入れたいと思っております。

刑事告発につきましては、熱心さのあまりと言いますか、言葉が適切ではないかもしれませんが、結果的には虚偽ということでございますけれども、事業の進捗を速やかにしたい、そして、道路を拡幅したいという意欲が先走ったもので、関係者の同意を得られるという大きな誤解があったものと考えております。

これ自体は、大変遺憾なことだと認識しておりますが、そういった反省に立たれた上で、今回の補助金返還ということに対しまして円滑に同意もいただいておりますことから、刑事告発までは現段階では考えていないということでございます。

来代委員

普通だったら、一般の人がこういうことをしたら、詐欺で告発されるし、こういう補助金はもう出しませんという厳しい処分がある。相手が吉野川市だったら、これは非常に寛大な温厚な処置ですよ。これを世間では、馴れ合いと言うんですけども、そういうふうにとれらるということ自体、県の公金を管理している者として、それは甘い考えですよ。

だから、処分する、しないは、そっちの気持ちだけれども、私は一議員として、一県民として、こういうことがあっても馴れ合いでいくんだなと。これは、なかなか許されるものではないですよ。皆さんが熱心さのあまりだったら、何をやってもいいのかということになる。私の横に生活できない人がいるとして、生活保護も通らない、あるいは補助金もないから、熱心さのあまり、金を取ってきたが、やっぱりいけないので返した。それは、罪なしとなるんですか。

そういうことを我々は馴れ合いで、ぬるま湯のような納得のいかない決着ですけども、昼から、何か反省の点、こうやってしていく点があったら言ってください。ないんだったら、馴れ合いだなとしか思えませんから、その辺の判断はお任せして、終わります。

森田委員長

午食のため、休憩いたします。（12時10分）

森田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時06分）

吉田農林水産部長

先ほど、来代委員からの吉野川市の補助事業に対する御質問に、改めてお答えさせていただきます。吉野川市の補助事業につきましては、交付決定までの手続におきまして、同市から、結果として偽りの文書が提出されたという事案に関する処分につきましてはの御質問でございますが、吉野川市へは、本事業が中止に至ったことを受け、補助金返還はもとより、懲罰金として10.95%の加算金を徴することといたしております。

今後、今回の当事者でございます吉野川市はもとより、同種事業についての審査を厳しく行ってまいること、このような事案が発生しないよう、業務執行にしっかりと取り組んでまいります。

来代委員

厳しく頼みます。ありがとうございます。

西沢委員

まずは、関連のほうから質問させてもらいますけれども、先ほどから、県南、海部郡がということで、当然、私も知っておりまして、この前までゼロ%とか1%とかがあったりで。地籍調査で大変問題があることはよく知っています。

ただ、聞いてみますと、かなりのお金がいるということなんですけれども、これは各町が全部したら、何ぼの金額、各町の負担は、いくらいるんですか。

川崎農村振興課長

市町村の負担は、率で25%になります。国費は50%です。

西沢委員

金額は。県南3町で、各町が全部100%すれば、金額は何ぼぐらいいるんですか。各町の負担は。

川崎農村振興課長

森林部、それから都市部、それぞれで単価も違いますので、ちょっとそこは把握しておりません。

西沢委員

アバウトでいいですが、分かんのですね。結局、かなりいるっていうのは聞きます。例えば、山林を1キロメートル、または町の中を1キロメートルとか、そういう何か面積的なものは出とるんでしょ。それは分かるんですよね。それを教えてください。その中の町負担を。

森田委員長

小休いたします。（13時10分）

森田委員長

再開いたします。（13時11分）

川崎農村振興課長

単価なんですけれども、概算の概算ですけれども、宅地が1平方キロメートルを調査するのに3,000万円、それから山林が、約その半分で1,500万円程度ということになっております。

西沢委員

それは、業者に任せた金額ですか。それとも各町の担当者がやった場合の金額ですか。

川崎農村振興課長

これは、今までの町の平均でありますので、町の職員さんが境界立会には立ち会いし、あとの測量とか、そういったものについては、業者に委託してやった単価でございます。

西沢委員

これは、例えば、県には測量できる人間はおらんのかな。そういう人が中へ入れば、測量もその人がやるから大分安くなるし、それは業者そのもの排除することになるけれども、ちょっとでも安くあげる方法と、長尾委員が言ったように、やっぱり県も職員をちゃんと張り付けてやるとか、まず安くして、その中で早くやるという方法をやっぱり考えてもらわなかったら。

今、多分ストレートにいくと、もう莫大な金額になって、それこそ確かに先ほど言うてたように30年、40年と。金額を割り振ったら、そうなるんじゃないかな。それを5年でやれといったって、それだけの金がないから、できないんじゃないですか。これの目標というのは、国のほうでは目標があるんでしょ。確か、何年までに地籍調査を終えなさいという国の目標があったような気がするんですが。

川崎農村振興課長

国のほうは、それぞれの計画を立てて、目標を設けて進めておりますけれども、最終的に何年までに全体をとというのは、ちょっと聞いてはおりません。

それと、できるだけ経費的に安くということで委員がおっしゃられてまして、私どもも、先ほどもちょっとお答えさせていただいたんですけれども、市町の経費負担の軽減ということで、例えば、そういった浸水部、都市部であれば国の特別基本調査、地籍調査の前段階の基準点とか、そういったものを調査してくれる都市部官民境界基本調査、それから山間部では、山村境界基本調査というものもありまして、そういったものを活用することによって、少しでも市町村の負担の軽減が図れるようにということで、進めているところでございます。

西沢委員

やり方として、例えば、これだけの面積で、境界だけを町の職員とか持ち主とかが決めると。その後に、ちゃんと測量してやるんだと。だから、境界を決めて、測量までをやるということで、金額で決めているんだろうと思うんですけれども、そうでなくて、まずは、境界そのものをどんどん決めていったらいいんじゃないんですか。測量は、あとでも仕方ないじゃないですか。境界をまず決めなかったら、もう10年たったら、山なんか境界が分かる人はいませんよ。だから、先に境界だけどんどんやって、あとの測量なんかは、お金に合わせてやらないと仕方ないじゃないですか。そういう二段構えでやったらどうでしょうか。

川崎農村振興課長

委員がおっしゃられますように、特に山間部におきましては、そういうふうに境界が分からなくなっているということで、先ほど言いました国の直轄事業になりますけれども、山村境界基本調査で、まずは境界に杭だけを打っていこうと。そして、その後、何年か先に本番の地籍調査が入るといような方針で、山間部なんかは、国交省のほうでも、そう

いうやり方を推奨しているところでございます。

西沢委員

私は何度も付き合ったんですけど、境界を決めていくのに町職員が多分3人ぐらいだったかな、それで地権者は当然その人数がいますけれども、その中でポールを持って、写真を撮って、その境界を決めてと、段々とやっていきますよね。曲がっていたら曲がっているなりにやっていきますから、それだけ決めておいたら、測量は時間が経ってもできるわけですね。だから、町の中だったとしても、そういうふうなやり方で、私はお付き合いしてきたつもりです。だから、町の中でも、そういう2つに分けて、先行でまずは境界をできるだけ決めていって、あとは予算に任せてやっていくということでもいいんじゃないんですか、山だけでなくて。

川崎農村振興課長

確かに、おっしゃられるような二段階というところもあると思います。それも、先ほど言いました都市部官民境界基本調査というのがありまして、これも官地と民地の境界部というんですか、それをまずは決めてしまおうと。そして、本来の地籍調査をその後にするというところで、まずそういった官地、民地の境界を都市部においては決めていくんだと。そのほうがスムーズに円滑にいくという流れで、今そういう制度もできておりますので、委員も御存じかと思えますけれども、県南3町では、今年、それを取り入れていただいて、まずやっていただいているという状況でございます。

西沢委員

だから、何でもそうですけど、そういう官民境界も早くやらないかんのでしょ。だから、分けてやるというふうな、先行投資して境界だけやるということを決めたらいいじゃないですか。金のかかることはおいといて。あとは予算に合わせてやっていくと。予算も余分には出せないんだから。だから、まずは、先にどんどんやらないけないことに金を突っ込んで、後からのことは、後からやっていくと。官民境界であろうと、民民境界であろうと、やっぱり早くやっついていかないけないと私は思いますよ。いつ津波が来るか分かりませんよ。津波が来たら、当然ながらポイント打ってたら後から分かりますから。それが、土地が50センチメートルも動いたら大変ですけどね。一応はポイントを決めておいたら、そこそこ、当然ながら道路なんかの官民は、どこが境界か分からんようになったら、後から使えないようになるから先にやるんでしょうけれども、それはそれで、順番的には一番最初にやらないけないのは道路なんでしょうけれどもね。それは分かります。でも、それだけじゃなくて、民民であろうとも、そういう二段構えで早くやっていくということを基本にしたらどうですか。

峯本農村整備振興局長

今、地籍調査の進め方として、境界立会をやって即、測量するのか。それとも、境界立

会をどんどん進めた後に、測量を入れるのかと、色々なやり方はあるかと思いますが、それぞれ一長一短がございます。境界立会をどんどん先行してやった場合に、やはり写真とかを撮りますけれども、コンクリートとか固定物できちんと境界が残るところはいいんですけれども、山林なんかで木の杭なんかを打った場合につきましては、やはりその後の風雨なんかによって、若干、杭が動いたりとか飛んでしまうとか、そういう恐れもございます。ですから、そういう杭が残っているうちに、測量を早くやらないといけないというものもございます。それから、やはり個人財産の境界を決めるので、境界を決めたら即、測量して確定してしまうと、後で気の変わらないうちにとということもあったりとかで、それぞれ一長一短があって、それぞれ事業主体であります市町村の裁量の中で、どちらを選ぶかは決めていただいているという状況でございます。

西沢委員

それならば、何年までにやったらいいんですか。30数年では困りますよね。地震、津波は、かなりの確率で来ますよ。だから、5年なんですか、10年なんですか。この上限、いつまでぐらいにと、その予定は立てないんですか。

峯本農村整備振興局長

ただいま、県として重点化を図って進めようとしておりますのは、津波による被害想定区域、それから中央構造線の影響範囲、それから深層崩壊などによって山の境界の保全を早く図らないといけない区域というところでやっております。これにつきましては、とりあえず平成25年度、26年度の2年間をかけた上で、重点的にやらせていただくというところがございます。

西沢委員

もっと全体的に、いつまでにということを、最近、県は全てを数値化してるんじゃないんですか。いつまでに、こんだけやるということ。1年、2年というのではなくて、そんなもののでできるんだったらいいけど、一部しかできないので、特に、津波で浸かるところでも1年、2年でできるわけないし、もっとはっきりした5年、10年とかで、そんな中で、どこまでちゃんとやるんだということを決めてほしいなと思うんです。これは、おいておきます。金がかかるのをどういう金のかけ方をするのかというのを、やっぱりその辺りも効率よく、木の杭がなくなると言うのだったら、木の杭じゃなくて違う杭を打ったらいいんじゃないですか、ちゃんとした杭をね。それで、全部を測っていかなくても、私も測量の仕方は知りませんが、そういうポイントで打ったところは、まず測っていくということができんのかなと、これは分かりませんが、何でも、やっぱり一番効率のいいように、金も含めて、現実的に効率がいいように考えてやってください。それだけお願いしておきます。

それから、本当に県南にいて身につまされているのは、漁業者の水揚げが低過ぎますよね。100万円に届かない人が沢山いるということ各漁業組合長から聞くんですよね。水

揚げが100万円に届かないというたら、そこから燃料費を引いたり、船の修繕費を引いたり、ペンキ代とか色々、ペンキ代は最近してくれるらしいけれども、そんなんを引いたら、生活保護者よりも収入的には低くなっちゃうんじゃないかなと、そんな人がいっぱいいるんじゃないかなと、そう思うんです。

前から、その調査をしてくださいと言うたら、いや、できません、仕方がございませんと言うんですけれども、当然ながら、一家の収入なのか、個人の収入なのかとか、それから一家の収入の中でも、お父さん、お母さんの収入が云々とか、非常に分かりづらいところがありますけれども、でも若い子1人の水揚げを聞きますと、非常に少ない人がいっぱいいますね。どうやって生活できているのかと聞いたら、当然、お父さん、お母さんのお金の面での補助があるという形にならないと仕方ないじゃないですか。食事をしてくれるとかね。

では10年経って、その人のお父さん、お母さんがいなくなったら、これでやっていけない若者の漁師がいっぱいいるということになると、辞めちゃいますね、それで食べていけなかったら。御両親がいて初めて食べていけて、御両親がいなくなったら食べていけないから辞めちゃうわと。ということは、今の若い者が、そのまま高齢まで漁業をするのかというたら、ちょっと分からん状態じゃないですかね。どう思いますか。

船越水産課長

まず、漁業者の収入のことなんですけれども、お答えいたしますと、個人情報ということで、なかなか情報が得にくいということで、我々のほうで、農林水産省が出しております農林水産統計年報というのがございますが、そこに出ております生産額、それからもう1つは、漁業経営体数とを用いまして、あらかたの数字を弾き出しております。

それによりまして、生産額は平成23年の調査結果を踏まえまして、海部郡におきましては約29億円、正確には28億7,400万円の生産額がございました。その漁業経営体数ですが、これは平成20年度の漁業センサスの調査結果でございますが、海部郡を含みます蒲生田岬以南で731経営体がございます。それを単純に生産額を経営体数で割りますと、1経営体当たりで393万円の収入でございました。

西沢委員

私が言っているのは、県南の、特に南のほうです。各漁業組合の中でも、組合員が儲けているところもあるし、儲けていないところもあります。私が言っているのは、海部郡のほとんどかなりの人で、1人当たりの金額が100万円未満の人がいっぱいいるということをお各漁業組合長から色々聞いております。だから、現実問題として、やっていけないような人がいっぱいいるということなんです。だから、10年経ったら辞めちゃいますよ。お父さん、お母さんがいなくなったら、これでは生きていけない。若い子は辞めてしまいますよ。もっと若い子はやっていませんからね。40歳代以上ぐらいかな、やってる人は。20歳代でやっている人は、なかなかいないでしょうね。

だから、こんなのでは、当然、津波、地震が来るまでに、ひょっとしたらかなり大変な

状態にならないかなと思ったりします。そのままでもね。だから、やはり漁業者の方が、ちゃんと生きていけるような方策を取っていくんだということを真剣に考えて、国へも提言したり、県でもやれることはやっていく、市町村にもお願いしていくという体制をとらなかつたら、これは本当に大変ですよ。農業は色々な手当があったり、考えたりしてくれてますが、それも厳しいですけれども、TPPもあって厳しいんですけれども、漁業者は今までも大変に厳しいですから。

この間の燃料が上がったときでも、漁業者に対してはどういうふうな補助をしようかと言うて、かなり大変だったみたいですね。補償の仕方が分かりにくいですね。そんなことも聞きました。だから、農業とか林業と違って、漁業は土地とか財産がないですから、漁業組合としては、この範囲という中でやっている程度でね。だから、全然形態が違うんで、やりにくいという面もあるでしょうけれども、でも、このままでいいんですかということなんです。

ずうっと以前に遡って、私らが一番最初に当選した頃によく言っていたのが、禁漁区対策をどうするのかと。魚種によって禁漁にしてみたり、漁場はどうするかとか、色々な議論がありました。最近あまり聞かないんですけれども、本当に地道に基礎のところからちゃんと押さえ込んでいくことも必要なんじゃないかなと思うんですけれども、禁漁区対策というんは最近どうなっていますか。

船越水産課長

禁漁区の実施の現状でございますが、漁業者は資源管理の一環としまして、獲り過ぎないようにということで、自主的な取り組みとして、例えば、一部を禁漁区にしたり、あるいは禁止期間を設けたりということで、これは平成21年の調査結果でございますが、海部郡12組合のうち、10組合で何らかの禁漁区、あるいは禁止期間の設定をしていると聞いております。これは、先ほども御説明しましたが、県の漁業調整規則、あるいは漁業権に基づいて設定しております行使規則にはない、あくまで独自の取り組みとして設定されているということでございます。

西沢委員

結局、確かにその効果は多少はあったのかも分かりませんが、でも、毎年、毎年各漁業組合の水揚げは落ち込んでいってますね。かなり落ち込んでいってますね。ということは、この禁漁区対策、各地域でやられているということもあるでしょうけれども、全部含めて、なかなか実は上がってないと、本当に必要なことまでできてないと、そう捉えざるを得んのではないですかね。各漁業組合でどんどん水揚げは減ってきてますわね。何割もどっと減ってきてますわね、

だから、この辺りで思い切った対策をやって、さっき言いましたように、特に県南では1人当たりの水揚げが非常に少ないという中では、その中から差っ引いて禁漁区対策をもっとやれというのは、そんなのできるはずがないので。だから、やっぱり補助を求めの中で、禁漁区対策をちゃんとやっていくということを国のほうに提言しなかつたら、このま

までは田舎の漁業者は誰もいなくなりますよ。水産庁にも、津波が来る以前に誰もいなくなりますよと。そういう中で、やはりちゃんとした禁漁区対策の補助を出して、その中でちゃんとやっていくということ、今まで以上にやっていくことを提言していったら、やってもらわなかったらいかんのじゃないですかね。そう思うんですけども、いかがですかね。

船越水産課長

確かに委員おっしゃいますように、漁獲量は漸減しております。現在でも、禁漁区を設定しておりますが、あくまでも、これは各漁協の自主的なものでございます。委員がおっしゃいますように、今後についても、我々も禁漁区なり資源管理の取組みを漁業者に対して進めていきたいと考えております。さらに、委員がおっしゃいますように、国に対しても色んな面で後押しをお願いするような要請なり、お願いというものをしていきたいと考えております。

西沢委員

本当ですよ。まず、漁獲量を上げるためには、資源量を増やさないとはいけませんから。そうじゃないと、獲ったら獲っただけなくなりますから。そういう対策を、国に対してお金をどうこうしろと言うだけでなく、あるお金は使っていかなといけませんね。徳島県水産振興公害対策基金なんかは、そういうための緊急対策用においてあるわけでしょう。今まさに、緊急対策をしないといけない時だと思えますよ。そういう公害対策基金も二十数億円あると言っていましたけれども、やっぱり身銭を切った上で、国にもお願いするというのが、私は国にとってもよく話を聞いてくれるということになるのかなと思います。なかなか難しいと思えますよ。公害対策基金は入って来るお金の形態が違うということもありますけれども、でも、これは本当に漁業の危機だと私は思えますよ。早く手を打たなかったら、余計に金がかかると思えますよ。だから、もう必死で国のほうにも相談して、水産庁にも相談して対応策を、例えば、禁漁区のモデル事業というのをやってもらっても良いと思います。その中で皆がいけるという体制をとってもらいたいと思います。これは部長に、答弁をお願いします。

林農林水産部副部長

委員がおっしゃられるように、漁業は非常に厳しく、農林水産業全般に厳しい中でも、漁業は特に厳しいものがあると認識しているところでございます。禁漁区等、資源管理も含めまして、資源をいかに増やしていくかということ、これから十分に図っていききたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

西沢委員

その中で、漁業というても獲るだけが漁業じゃないですよ。観光の面もあるし環境の面もあるし、色々な考え方がありますよね。今度の環境の基本計画だったかな。その中で、

スローライフということを中心に上げると。何項目かある中で、それを1つの項目として上げるということで、環境のほうはこれからやろうとしてますけれども、漁業なんかでも、そういう漁業の中でのスローライフ、要するに、獲る漁業だけでなく、観光とか環境の中で上手くスローライフを生かしていくというやり方もあるんじゃないかなど。これは答えを求めませんけれども、そういうことも検討してほしいなと思います。

地震、津波のことは、防災委員会で本当はやるべきなんですけれども、ここにいる人が多いので、防災委員会になると、ほとんど1人か2人しかいないので、その人に返答をくれと言ったって、ここの人たちに聞かないと分からないことがいっぱいあるので、ちょっと我慢してください。お願いします。

地震、津波、特に津波が来て漁業施設がばっさりやられますね、当たり前ですが。タンクはやられ、それから製氷機はやられ、岸壁はやられる。それも津波だけでなく、液状化もあるだろうし、色んな形で一番やられるのが漁業関係の施設ですね。これは、水産庁のほうも、この本を見てみたら問題提起として取り上げているだけですね。水産庁で出している本は。水産庁漁港漁場整備部が平成24年3月に出したのを見たら、そういう問題提起だけはしてあります。あとは、各県がまとめろということなんかどうか分かりませんが、特にタンクなんかは、流れたらこれで火災が発生しますわね。それから、氷がなかったら、例えば、漁船が残っていて魚を獲ってきました。製氷機、氷がなかったらどうするんですか。どこへ持っていきますか。地元で消化するしかないですね。他へ持っていきませんわね。それから、水がなかったら、獲ってきた魚も水で洗えませんわね。6次化というても何にもできませんよね。沿岸沿い、海岸沿いであれば、6次化そのものの施設がやられますよね。そういうことの方針として、どういうふうに進めるつもりですか。それとも、まだ検討中なんですか。

船越水産課長

津波、あるいは地震に対する漁業施設の防災、減災ということのお尋ねだと思います。まず、岸壁、それから堤防等につきましては、公共事業において耐震化なりを現在進めているところでございます。それから、漁業施設に関連しましては、まず、石油等のタンクでございますが、これは県内何カ所かございますが、中には地下に埋設している例もございます。それから製氷施設でございますが、これは現在タンクのように地下等には埋設しているような事例は県内にはございません。すいません、戻りますが、地下のタンクにつきましては、今後、各漁業協同組合がやり替える際には、津波から逃れるために地下への埋設等の普及、啓発をしていきたいと考えております。それから、製氷施設につきましては、県内に今のところ事例はございません。

西沢委員

タンクなんかは、特に悪さをしますんで、燃えない方法もあってほしいですけども、タンクがなかったら、当然ながら燃料がありませんので、漁船があっても出れませんわね。だから、津波にやられないようにタンクは地下に埋設すると。地震には強いので、地下に

埋設するのは良いんです。ガソリンスタンドの地下タンクは、ほとんどやられてませんでしたからね、多分、今回の東北の地震でも。要するに、地下にタンクを埋設して、そして上のほうで使うと。それで、上がやられても何とか細工できるような仕組みにしておくということはできることなんです。もう1つ、製氷機もそうですね。製氷装置も上がぼさりやられたら、氷がなかったら全く魚を獲っても駄目なので、結局、方策としては地下しか駄目なんです。だから、地下に製氷施設を造ると。それから水も井戸なんかを上に出さないで、地下水をそのままおいておいて、そこからパイプで引っ張って、上がやられてもいけるような井戸にするとか、そういうことは可能なんです。

そういうふうに、上は津波や地震で色々やられても、生き残っていく方策を早急にしなかったら、「いやいや、今、検討中です」とか、ゆっくりしてたんでは駄目ですね。だから、できることはどんどんやっていくと。そして、自分らで研究できないんだったら、国に対してどんどん提言して、「こんなことの研究を早くしてくれよ」ということをどんどん言うていってほしいですね。そうでないと、このままで今、津波、地震が来たら、船があっても1年や2年どころでないですね。漁はできませんね。氷もないし、水もないし。

だから、それも全部やれというのは無理です。それから、老朽化したらやるといのは、いつ何が起こるか分かりません。だから、例えば、海部郡だったら海部郡の中で、どのぐらいの距離であつたらいいかという中で、拠点的にやっていくということをやりたいですね。耐用年数が来るとか、そんなんでなくて。耐用年数を待ってたら終わっちゃいますもん。だから、そういうことを国にどんどん提言していくと。要するに、拠点的にそういう絶対に大丈夫なもの、大丈夫な漁業関係の施設を造っていくと、そういう方法の中でね。それを目指してほしいと思いますけれども、どんなんですかね。

船越水産課長

委員おっしゃるような施設を拠点的にという御質問でございますが、実は、海部郡のある漁協におきまして、モデル的なBCPを策定しているという段階でございます。その中で、委員がおっしゃいました地下のタンクなどにつきましては、これを作る際には、色々御指導なり御助言をいただきたいと思っております。

西沢委員

拠点はどこになるんですか。

船越水産課長

海陽町の靱浦漁協になります。

西沢委員

確かに、そういうふうにやられない拠点を作っていかないといけないですよ。その中で、自前の船とかのことは考えていかんけれども、まず、施設的には拠点を造って、まさかの場合はそこへ取りに行くと。油なり、氷なりを取りに行くと。そういうことをやれ

るように、そして、それをもう少し増やしていくんだったら、もうちょっと上にも増やしていくとかね。私も考えたら、輻に1つぐらいほしいなど。浅川にも行けるし、宍喰にも行けるし、そうやけど牟岐町から北のほうは遠いなどと思います。阿南市のほうが、ひょっとしたら拠点になったりしたらと思ったりするんだけど、それは順番に良くしていただけるという中で、まずはどっかをしないといけませんわね。2つ、3つ、一発にやれないと思うから。でも、それを1つ、拠点がその後でも生きるような仕組みを、地下を使うしかないと思うんですけれども、やってほしいと思います。

それで、これは質問じゃないんですけれども、地震、津波で、都会よりも田舎のほうが私はやり方によったら強いと思うんです。都会は、かなり動きが取れないようになっていきますけれども、田舎のほうは、まず、上のほうに食料がありますよね。上手いこといったら水もありますよね。やり方によってはですよ。だから、やり方によっては都会よりも、沿岸部とか街中はやられますけれども、でも、全体的に言ったら、まだ生き残っていく策はあるんですね。都会なんかは、なかなか策がないでしょ。ぱっさりと地震、津波でやられると思います。だから、田舎をちゃんと整備していくということが大きな日本を守る仕掛けじゃないのかなと思います。だから今、田舎をちゃんとやってほしいなどと思います。

森田委員長

他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま、審査いたしました農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと、決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第13号、議案第14号、議案第15号

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。（13時45分）